竹田市事業者物価高騰等緊急支援事業実施要綱

制定　令和４年７月２５日

（趣旨）

第1条　この要綱は、長引くコロナ禍や物価高騰に伴い、売上高減少の影響を受ける市内法人または個人事業主に対し、経営の安定と持続化、そして、生活の維持を図ることを目的とした支援金について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）支援金　前条の目的を達するため、竹田商工会議所・九州アルプス商工会事業者支援協議会（以下「協議会」という。）による支援金をいう。

（２）交付対象事業者　別記に掲げる支援金が交付される事業者をいう。

（支援金の交付）

第３条　協議会は、交付対象事業者に対し、この要綱に定めるところにより、支援金を交付する。

２　支援金の交付は１交付対象事業者につき１回限りとする。

（交付額）

第４条　前条の規定により交付対象事業者に対して交付する支援金の金額は、交付対象事業者の事業所１店舗あたり１０万円とする。

（申請受付開始日及び申請期限）

第5条　支援金に係る申請受付開始日は、令和４年８月１５日とする。

２　申請期限は、令和４年１０月１４日までとする。

（申請及び交付の方式）

第6条　申請者は、様式第1号（以下「申請書」という。）により申請を行う。

２　支援金の交付は、協議会が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行う。

（交付の決定）

第７条　協議会は、第6条第1項の規定により申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、交付を決定し、支援金交付決定通知書（様式第２号）により通知を行い、交付を決定した当該交付対象事業者に対し支援金を交付する。

（交付決定の取消し）

第８条　協議会は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取消すことができる。

（１） 第2条に定める交付対象事業者の要件に該当しなくなった場合

（２） 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき

２　前項の規定は、交付すべき支援金の額の確定があった後についても適用する。

（支援金の交付等に関する周知）

第９条　協議会は、支援事業の実施に当たり、交付対象事業者の要件、申請方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による市内の事業者への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第１０条　協議会は、前条規定による周知を行ったにもかかわらず、交付対象事業者から第５条第２項の申請期限までに第6条第１項の申請が行われなかった場合、当該交付対象事業者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

２　申請書に不備等があり、協議会が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われなかったこと、その他交付対象事業者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（支援金の返還）

第１１条　協議会は、支援金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、交付対象事業者に対し支援金返還決定通知書（様式第３号）により期限を定めて、その返還を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第１２条　支援金の交付を受ける権利は、譲渡、または担保に供してはならない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、支援金の実施のために必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要綱は、令和４年７月２５日から施行する。

別記（第２条関係）

交付対象事業者

以下の要件をすべて満たす事業者等

１　市内に本店または主たる事業所等が所在していること。

２　協議会の管轄地域内で事業を営んでいること。

３　以下の交付対象者であること（交付対象外でないこと）。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付対象者 | 交付対象外 |
| ・令和４年４月１日時点で、竹田市内に事業所を有する法人または個人事業主  ・国の「事業復活支援金」の給付決定を受けていないこと  ・市内で事業継続及び雇用の維持を行う意思があること | ・農業、畜産業、林業、漁業  ・電気・ガス・熱供給・水道業  ・金融業、保険業  ・学術研究、専門・技術サービス業  ・教育、学習支援業  ・医療、福祉・介護  ・複合サービス事業  ※その他、郵便業、簡易郵便局、浄化槽清掃・保守点検業、政治団体、宗教団体  ※物価高関連の以下の市の各種支援金、補助金等の受給者  (1)要支援・要介護認定高齢者移動支援事業  (2)障がい者移動支援事業  (3)施設園芸等燃油高騰対策事業  (4)幼児教育・保育施設等物価高騰緊急支援事業  (5)畜産飼料高騰緊急支援事業  (6)障がい福祉サービス事業所原油価格高騰対策事業  (7)介護保険サービス事業所原油価格高騰対策事業  (8)地域公共交通燃料高騰緊急支援事業  (9)耕畜連携推進対策・堆肥流通体制整備事業 |

４　令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、平成30年11月から令和3年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して、10％以上減少していること。